

令和7年2月21日（金）10時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回漁業（いか釣り）最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回漁業（いか釣り）最低賃金専門部会を開催させていただきます。私は、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員6名中5名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は9ページもので、各ページの右下に通し番号を振っております。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速、議事を進めてまいります。

「漁業（いか釣り）最低賃金の額の決定について」でございますが、前回の部会以降のお話合いの結果につきまして、どちらからでも結構でございますので、ご報告をお願いいたします。いかがでしょうか。

釜石委員。

【釜石委員】 ありがとうございます。前回、第1回の最低賃金専門部会以降、このいか釣り最低賃金が適用される漁船員も、漁期がちょうど終了いたしまして、乗組員から最低賃金に関する考え方を聴取した上で、当該漁業に関わる船主、それから船主団体と協議を重ねてまいりました。本日は、協議を重ねてきた結果の金額につきまして、最終的な確認を行う時間をいただければ幸いです。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。船主側もそれでよろしいでしょうか。

中津委員。

【中津委員】 皆さん、おはようございます。いか釣り漁業協会の中津でございます。

今、釜石委員がおっしゃったように本漁期のいか釣りの操業が終わりました。今年の、特にスルメイカ、最近テレビで漁獲可能量を減らすという記事が出ておりましたけれども、今年のスルメイカ漁獲量は約800トンと昨年の4割以上減少、2年前に比べますと、2年前の5分の1の水揚げになりました。いか全体が減っているのにも加えまして、釣りで釣れないという、我々、中型いか釣りが獲れなかったということの厳しい状況もございました。

ただ、前回の委員会で、船員側からの委員のご発言にございましたように、やはり海の過酷な環境の中で働いていただける以上は、ちゃんと最低賃金を設けなきゃならないし、それに応えなきゃならないという議論も中で行いました。

また、事務局からいただいた最近の諸物価の上昇、それから他の分野の賃金の上昇の具合等を内部で何回か議論をいたしまして、考え方についてはまとめてきたところでございます。ただ、もう一度船員の代表の方々とお話合いの機会を持たせていただければ、最終の詰めを行いたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。労使双方からご報告をいただきましたが、これまでの間に最終的な合意には至っていないということでございますので、引き続きこの場でご議論をいただきたいと思います。

まずはこの場でご意見ございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

釜石委員。

【釜石委員】 ありがとうございます。今月の4日までに全国の地方の漁業最低賃金が決定しました。まだ答申、それから発効の期日までは決まっていないところもございますが、一番高いところで22万6,000円という数字になってございます。

前回の最低賃金専門部会でもお話しさせていただきましたが、やはりこの中央の最低賃金、以前は大型いか釣り漁業でしたが、漁業の最低賃金が設定されてから一番金額の高いところをリードしてきた漁業でございます。それが足踏みをしている中で、大型いか釣りが諮問がなかった期間もあり、それから、かつお・まぐろが拡充されたところもあって、いか釣り最低賃金額は平成27年から据置きで来ております。

今回、中型いか釣り漁業という旧漁業法も含めて、いか釣り漁業最低賃金としてお話しをさせていただく場を設けていただいたので、まずは、そのときに立ち返って金額を定

めるべきであろうと思っております。したがいまして、今22万6,000円というのが地方の漁業最低賃金で一番高いところですので、まずはそこを目指していくべきだろうというのが労働側としての意見でございます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

漢那委員。

【漢那委員】 今回のいか釣りというのは、初めての考え方で行うわけですから、いか釣り漁業の地位向上のためにも、今回、ちゃんとした数字を決めて、将来、いか釣りの魅力向上のためにも必要不可欠かなというふうに私は考えておりますので、ぜひとも使用者側には英断をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにご意見、この場でよろしいでしょうか。

もし、特になければ、先ほど労使双方からのご要望もありましたように、一度、双方で膝を詰めて、最終的な決定をしていただくという場として、この場をクローズして労使間で意見交換をする場を設けたいと存じます。

あまり時間を取れませんので、20分程度でお願いしたいと思います。それでは、部屋を用意しておりますので、そちらに移ってください。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、お話合いの結果について、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

釜石委員。

【釜石委員】 まずは、お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

労使のほうで最終的な合意した金額についてご報告させていただきます。最終的には、本年度の漁業（いか釣り）最低賃金の金額は、現行より1万円アップの21万3,300円で、労使ともに合意を形成致しましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

【野川部会長】 使用者側、それでよろしいですね。

【中津委員】 使用者側からのご意見を申し上げます。

船員の方々のご意見を伺いまして、やはりきちんとした処遇、船内環境が大事だという認識がありまして、まずは、かつお・まぐろの最低賃金、これに合わせてスタートすると。

今後、また、状況に応じて、双方話し合いを誠実にやっていこうということで合意しましたので、釜石委員がおっしゃったような21万3,300円をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

【野川部会長】 ありがとうございました。それでは、この議題1「漁業（いか釣り）最低賃金の額の決定について」でございますが、適用する船員に係る最低賃金額を21万3,300円に決定することが適当であるとの結論が得られましたので、「漁業（いか釣り）最低賃金」の取りまとめの案文を、事務局より読み上げていただきます。

よろしくお願いします。

【前里労働環境対策室長】 それでは案文を読み上げたいと思います。

資料1、4ページをご覧くださいだと思います。こちらの資料ですが、5の項目の月額1人歩船員の金額の部分が空欄になっておりますので、この金額欄に本日決定された21万3,300円とご記入いただければと思います。

それでは、読み上げます。

（案）船員に関する特定最低賃金（漁業（いか釣り）最低賃金）について、交通政策審議会海事分科会船員部会。

漁業（いか釣り）最低賃金について、下記のと通りの結論とする。

記、漁業（いか釣り）最低賃金については、以下のとおりとすることが適当である。

1から4及び6につきましては、既に答申された事項ですので、読み上げは割愛させていただきます。今回諮問事項であります最低金額、5の項目のみ読み上げさせていただきます。

5、第3項の定員に係る最低賃金額。月額1人歩船員21万3,300円。月払いとする。この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部または全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称のいかんを問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員またはこれと同程度の船員をいうものとする。

読み上げは以上となります。

【野川部会長】 それでは、ただいま読み上げていただいた内容を結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、最低賃金の額の決定に関わる審議は全て終了いたしました。

皆様のご協力により無事終了いたしました。厚くご礼申し上げます。

これにて漁業（いか釣り）最低賃金専門部会を終了といたします。

— 了 —